

和歌山平野農地防災事業
宮池・花ヤ池改修工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局
和歌山平野農地防災事業所

項 目	内 容	摘 要																																										
第1章 総則	和歌山平野農地防災事業宮池・花ヤ池改修工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和6年4月）」 （URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																																											
第2章 工事内容																																												
1 目的	本工事は、国営和歌山平野土地改良事業計画に基づき、宮池・花ヤ池を改修するものである。																																											
2 工事場所	和歌山県和歌山市谷地内																																											
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 [宮池] (1) ため池諸元 <table><tr><td>堤高</td><td>4.90m</td></tr><tr><td>堤頂長</td><td>71.7m</td></tr></table> (2) 工事範囲 <table><tr><td>堤体工</td><td>1 式（本体形式 均一型）</td></tr><tr><td>洪水吐工</td><td>1 箇所（設計洪水量 Q=0.6 m³/s）</td></tr><tr><td>土砂吐工（底樋工）</td><td>1 箇所（φ800 mm）</td></tr><tr><td>連絡水路工</td><td>18.9m（B800mm×H800mm）</td></tr><tr><td>上流法面保護工</td><td>225 m²（布製型枠工）</td></tr><tr><td>浚渫工</td><td>1,172m³</td></tr><tr><td>がま池分流工</td><td>1 箇所</td></tr><tr><td>宮池流入水路工</td><td>56.4m（U-400）</td></tr><tr><td>付帯工</td><td>1 式</td></tr></table> [花ヤ池] (1) ため池諸元 <table><tr><td>堤高</td><td>8.50m</td></tr><tr><td>堤頂長</td><td>108.2m</td></tr></table> (2) 工事範囲 <table><tr><td>堤体工</td><td>1 式（本体形式 均一型）</td></tr><tr><td>地盤改良工（堤体上流基礎部）</td><td>1 式</td></tr><tr><td>洪水吐工</td><td>1 箇所（設計洪水量 Q=1.6 m³/s）</td></tr><tr><td>取水設備工（斜樋工）</td><td>1 箇所（φ100mm、φ150mm、φ200mm）</td></tr><tr><td>土砂吐工（底樋工）</td><td>1 箇所（φ800 mm）</td></tr><tr><td>上流法面保護工</td><td>722 m²（布製型枠工）</td></tr><tr><td>浚渫工</td><td>20.3m³</td></tr><tr><td>付帯工</td><td>1 式</td></tr></table>	堤高	4.90m	堤頂長	71.7m	堤体工	1 式（本体形式 均一型）	洪水吐工	1 箇所（設計洪水量 Q=0.6 m³/s）	土砂吐工（底樋工）	1 箇所（φ800 mm）	連絡水路工	18.9m（B800mm×H800mm）	上流法面保護工	225 m²（布製型枠工）	浚渫工	1,172m³	がま池分流工	1 箇所	宮池流入水路工	56.4m（U-400）	付帯工	1 式	堤高	8.50m	堤頂長	108.2m	堤体工	1 式（本体形式 均一型）	地盤改良工（堤体上流基礎部）	1 式	洪水吐工	1 箇所（設計洪水量 Q=1.6 m³/s）	取水設備工（斜樋工）	1 箇所（φ100mm、φ150mm、φ200mm）	土砂吐工（底樋工）	1 箇所（φ800 mm）	上流法面保護工	722 m²（布製型枠工）	浚渫工	20.3m³	付帯工	1 式	
堤高	4.90m																																											
堤頂長	71.7m																																											
堤体工	1 式（本体形式 均一型）																																											
洪水吐工	1 箇所（設計洪水量 Q=0.6 m³/s）																																											
土砂吐工（底樋工）	1 箇所（φ800 mm）																																											
連絡水路工	18.9m（B800mm×H800mm）																																											
上流法面保護工	225 m²（布製型枠工）																																											
浚渫工	1,172m³																																											
がま池分流工	1 箇所																																											
宮池流入水路工	56.4m（U-400）																																											
付帯工	1 式																																											
堤高	8.50m																																											
堤頂長	108.2m																																											
堤体工	1 式（本体形式 均一型）																																											
地盤改良工（堤体上流基礎部）	1 式																																											
洪水吐工	1 箇所（設計洪水量 Q=1.6 m³/s）																																											
取水設備工（斜樋工）	1 箇所（φ100mm、φ150mm、φ200mm）																																											
土砂吐工（底樋工）	1 箇所（φ800 mm）																																											
上流法面保護工	722 m²（布製型枠工）																																											
浚渫工	20.3m³																																											
付帯工	1 式																																											
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																																											
5 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。																																											

項 目	内 容	摘 要							
第3章 施工条件	余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和6年11月28日から令和8年3月22日まで (余裕期間：契約締結の日から令和6年11月27日まで) ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。								
	1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日として、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。							
	2 寒中コンクリート	1) 本工事におけるコンクリート工事の施工にあたって、共通仕様書第1編3-10-2に規定する「寒中コンクリート」は想定していない。 2) 気象状況により寒中コンクリートの施工を行う必要がある場合は、監督職員と協議の上、養生方法、その他の施工方法について、共通仕様書第1編1-1-5に基づき作成する施工計画書に記載しなければならない。							
	3 用水確保期間	宮池・花や池に係る工事期間中のかんがい用水の取水は想定していない。 紀の川用水の取水期間は、下記のとおりであり、工事期間中は用水手当に支障を来さないよう注意しなければならない。 毎年6月1日～9月30日							
	4 工程制限	1) ため池の落水開始は令和6年10月1日から実施し、貯水開始は令和8年4月1日を想定している。 2) 本工事の施工範囲の一部は、埋蔵文化財包蔵地に該当し、確認調査が必要であるため、受注者はその調査に協力するものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>対象</th><th>調査時期</th><th>調査内容</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>花や池洪水吐</td><td>工事着手時</td><td>トレンチ掘削</td><td>確認調査で遺物又は遺構が発見された場合、詳細調査を実施</td></tr></tbody></table> 3) 出水期である令和7年6月16日から令和7年10月15日の期間は、ため池池内における工事を原則行わないこと。やむを得ず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	対象	調査時期	調査内容	備考	花や池洪水吐	工事着手時	トレンチ掘削
対象	調査時期	調査内容	備考						
花や池洪水吐	工事着手時	トレンチ掘削	確認調査で遺物又は遺構が発見された場合、詳細調査を実施						
5 工事を施工しない日	原則、土曜日、日曜日、大型連休、夏季休暇及び年末年始休暇とする。ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち、週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない日において、やむ得えず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。								

項 目	内 容	摘 要																		
6 工事を施工しない時間帯	原則、平日の午後5時30分から午前8時までとする。 なお、気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯において、やむをえず工事の施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																			
第4章 現場条件																				
1 土質	本工事の施工場所の土質は、粘性土、砂質土及び礫質土を想定している。																			
2 関連工事	本工事に関連する工事として、次に示す工事が予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th>工 事 名</th><th>工 期</th><th>調整事項</th></tr> <tr> <td>和歌山平野農地防災事業 大溜池改修工事</td><td>R4. 6. 7～R6. 11. 27</td><td>横谷仮置場(土砂搬出入)</td></tr> </table>	工 事 名	工 期	調整事項	和歌山平野農地防災事業 大溜池改修工事	R4. 6. 7～R6. 11. 27	横谷仮置場(土砂搬出入)													
工 事 名	工 期	調整事項																		
和歌山平野農地防災事業 大溜池改修工事	R4. 6. 7～R6. 11. 27	横谷仮置場(土砂搬出入)																		
3 第三者に対する措置																				
(1) 騒音、振動対策	1) 騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 2) 特に住宅隣接箇所における構造物の取り壊し等に際しては、低騒音・低振動の機種を使用するものとする。 3) 工事の着手前及び施工時には、次表のとおり騒音・振動調査を実施するものとし、その調査結果について、監督職員が示す様式（騒音測定一覧表及び振動測定一覧表）により、速やかに監督職員に提出しなければならない。 なお、測定結果が下表に示す基準値を超える場合は、直ちに作業を中止し、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>騒音レベル測定</th><th>振動レベル測定</th></tr> <tr> <td>測定方法</td><td>特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）</td><td>振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）</td></tr> <tr> <td>基準値</td><td>85dB</td><td>75dB</td></tr> <tr> <td>測定日数</td><td colspan="2">工事着手前1日、工事実施中 各1日</td></tr> <tr> <td>測定地点</td><td>工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td><td>工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。</td></tr> <tr> <td>測定時間等</td><td>午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。</td><td>午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。</td></tr> </table>		騒音レベル測定	振動レベル測定	測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）	基準値	85dB	75dB	測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日		測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。	
	騒音レベル測定	振動レベル測定																		
測定方法	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（最終改正：平成27年4月20日環境省告示第66号）	振動規制法施行規則（最終改正：令和3年3月25日環境省令第3号）																		
基準値	85dB	75dB																		
測定日数	工事着手前1日、工事実施中 各1日																			
測定地点	工事実施箇所の発生源を基点として、その直線上の2点（10m・30m）を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。	工事実施箇所の発生源及びその測線上の2点（10m・40m）の合計3点を測定する。 なお、調査地点数は1点とし、詳細な調査地点は別途、監督職員と協議する。																		
測定時間等	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要騒音要因を適切に評価・記載するものとする。	午前8時から1時間間隔で10回測定するものとし、1回ごとの測定時間は10分とする。 なお、その都度、主要振動要因を適切に評価・記載するものとする。																		
(2) 境界対策	本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分留意して施工するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルの生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。																			

項 目	内 容	摘 要															
(3) 営農対策	本工事の隣接農地における営農に支障が出ないよう配慮しなければならない。																
(4) 現場内への立入制限等	安全のため第三者の現場内への立入を制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。																
(5) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th><th>備 考</th></tr><tr><td>県道和歌山貝塚線 (工事用道路出入口)</td><td>1 人/日</td><td>昼間</td><td>無</td><td>土砂・資機材搬出入時</td></tr><tr><td>市道谷湯屋谷線 (山口神社駐車場付近)</td><td>1 人/日</td><td>昼間</td><td>無</td><td>土砂・資機材搬出入時</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考	県道和歌山貝塚線 (工事用道路出入口)	1 人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時	市道谷湯屋谷線 (山口神社駐車場付近)	1 人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時	
配置場所	交通誘導警備員	昼夜別	交代要員の有無	備 考													
県道和歌山貝塚線 (工事用道路出入口)	1 人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時													
市道谷湯屋谷線 (山口神社駐車場付近)	1 人/日	昼間	無	土砂・資機材搬出入時													
(6) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両は、主要資材及び土砂の搬入出等において、車両からの流出、飛散等を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 隣接する山口神社境内地駐車場の一部を、工事期間中、工事用地として使用するため、一般車両等の出入りに支障を来さないよう十分配慮しなければならない。なお、地元関係者等との協議により対策を講じる必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。																
(7) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。																
(8) 防塵対策	工事に伴う防塵対策として工事用道路の仮囲いフェンスや散水等は計画していないが、必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																
(9) 関係機関との調整	1) 関連工事 工事期間中、第4章2に示す関連工事とは、適宜受注者間で必要な調整を行わなければならない。 2) 法定外公共物施行協議について 本工事に伴う法定外公共物施行承認申請について、施設管理者（和歌山市）と協議中であり、令和6年11月に協議成立見込みである。 3) 道路協議について 本工事に伴う道路法に基づく占用許可申請及び施行承認について、道路管理者																

項 目	内 容	摘 要																								
	(和歌山市)と協議中であり、令和6年11月に協議成立見込みである。 4) 鉄道近接協議について 本工事に伴うJR阪和線との近接協議について、鉄道事業者(西日本旅客鉄道(株))と協議中であり、令和6年12月に協議成立見込みである。 5) 紀の川用水管施工協議について 本工事に伴う紀の川用水管の施工協議について、施設管理者(紀の川用水土地改良区)と協議中であり、令和6年11月に協議成立見込みである。 6) 埋蔵文化財調査について 本工事に伴う埋蔵文化財調査について、県文化財部局と工事着手時において、花や池洪水吐周辺の確認調査を行うことで調整を了している。																									
(10) 地上地下施設に対する安全対策	1) 受注者は、共通仕様書第1編3-2-2の1(2)に示すとおり架空線等の上空施設の調査を行い、監督職員に報告するものとし、架空線等上空施設の下を工事用車両等が通過する箇所では、高さ制限を確認する安全対策施設(簡易ゲート)の設置を行うものとする。ただし、安全対策施設について施工計画上対策が不要な場合はこの限りではない。 なお、架空線等の安全対策に要する誘導員の配置や架空線の防護管を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 受注者は、地下埋設物の埋設状況について関係機関の他、設計図書や監督職員からの情報を把握するものとする。なお、埋設物周辺では慎重な施工を行うものとする。また、新たに地下埋設物を発見した場合は共通仕様書第1章1-1-34に基づき監督職員に報告するものとする。 なお、円滑な施工を行うために試掘調査が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																									
(11) 土砂流出防止対策	本工事では、土砂流出防止対策を計画していないが、必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																									
4 調査																										
(1) 平板載荷	構造物基礎地盤において、次のとおり調査を行い、地盤支持力を確認し、監督職員に報告しなければならない。 なお、以下の値を満たさない場合、又は地質が異なる場合は、監督職員と協議するものとし、以降の作業を行ってはならない。 <table><tr><th>位 置</th><th>設計地盤支持力</th><th>調査方法 (箇所数)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>宮池 土砂吐工</td><td>103kN/m2</td><td>平板載荷試験</td><td>土砂吐工基礎部分</td></tr><tr><td>宮池 洪水吐</td><td>32kN/m2</td><td>平板載荷試験</td><td>減勢工基礎部分</td></tr><tr><td>がま池分流工</td><td>33kN/m2</td><td>平板載荷試験</td><td>分流柵基礎部分</td></tr><tr><td>花や池 土砂吐工</td><td>154kN/m2</td><td>平板載荷試験</td><td>土砂吐工基礎部分</td></tr><tr><td>花や池 洪水吐</td><td>104kN/m2</td><td>平板載荷試験</td><td>市道横断部基礎部分</td></tr></table>	位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考	宮池 土砂吐工	103kN/m2	平板載荷試験	土砂吐工基礎部分	宮池 洪水吐	32kN/m2	平板載荷試験	減勢工基礎部分	がま池分流工	33kN/m2	平板載荷試験	分流柵基礎部分	花や池 土砂吐工	154kN/m2	平板載荷試験	土砂吐工基礎部分	花や池 洪水吐	104kN/m2	平板載荷試験	市道横断部基礎部分	
位 置	設計地盤支持力	調査方法 (箇所数)	備 考																							
宮池 土砂吐工	103kN/m2	平板載荷試験	土砂吐工基礎部分																							
宮池 洪水吐	32kN/m2	平板載荷試験	減勢工基礎部分																							
がま池分流工	33kN/m2	平板載荷試験	分流柵基礎部分																							
花や池 土砂吐工	154kN/m2	平板載荷試験	土砂吐工基礎部分																							
花や池 洪水吐	104kN/m2	平板載荷試験	市道横断部基礎部分																							
(2) 試験調査	各施工に先立ち、池内工事用道路基礎地盤改良のための試験、浚渫土改良のための試験及び堤体盛立材(搬入土)の土質試験を行うものとする。 なお、設計値の内容に変更がある場合は、監督職員と協議するものとする。																									
5 照査	共通仕様書第1編1-1-3に基づく設計図書の照査を行い、その結果を監督職員に提出するものとする。																									

項 目	内 容	摘 要																												
第5章 指定仮設																														
1 工事用道路	1) 池外工事用道路 県道和歌山貝塚線から工事場所への進入は、先行工事にて造成された工事用道路を使用するものとする。 なお、池外工事用道路の維持管理費は計上していないことから、必要な場合は監督職員と協議するものとする。 2) 池内工事用道路 別添図面に示す池内工事用道路の地盤改良厚さ及び固化材混入量等は次のとおり想定しているが、施工に先立ち地盤支持力確認試験及び固化材配合試験を行い、その結果を監督職員に報告するものとし、変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>位置</th><th>改良強度 (室内)</th><th>泥土改良厚</th><th>固化材添加量</th><th>備考</th></tr><tr><td>宮池池内</td><td>200kN/m2</td><td>2.40m</td><td>90kg/m3</td><td>セメント系固化材</td></tr><tr><td>花ヤ池池内</td><td>200kN/m2</td><td>1.10m</td><td>95kg/m3</td><td>セメント系固化材</td></tr></table>	位置	改良強度 (室内)	泥土改良厚	固化材添加量	備考	宮池池内	200kN/m2	2.40m	90kg/m3	セメント系固化材	花ヤ池池内	200kN/m2	1.10m	95kg/m3	セメント系固化材														
位置	改良強度 (室内)	泥土改良厚	固化材添加量	備考																										
宮池池内	200kN/m2	2.40m	90kg/m3	セメント系固化材																										
花ヤ池池内	200kN/m2	1.10m	95kg/m3	セメント系固化材																										
2 工事用地等	1) 本工事に必要な借地範囲は、別添図面に示すとおりであり、受注者は、この借地範囲に横谷仮置場から土砂（堤体用土等）の搬入・仮置きをするものとする。 2) 工事用地等の使用に先立ち、借地用地及び借地用地に近接する部分の地盤高さを10mメッシュの頻度で計測するものとし、測定した箇所は座標にて管理し、測定結果を監督職員に報告するものとする。 3) 工事用地等については、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。																													
3 水替工	1) 本工事における湧水量は、次のとおり想定している。 <table><tr><th>場所</th><th>想定排水量</th><th>排水方法</th><th>備 考</th></tr><tr><td>宮池貯水池内 (堤体)</td><td>Qmax=30m3/hr未満</td><td>常時排水</td><td>落水時</td></tr><tr><td>宮池貯水池内 (堤体)</td><td>Qmax=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td><td>池内工事用道路、 堤体工施工時</td></tr><tr><td>宮池貯水池内 (底樋)</td><td>Qmax=30m³/hr未満</td><td>常時排水</td><td>底樋施工時</td></tr><tr><td>がま池分流工</td><td>Qmax=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td><td>本体工施工時</td></tr><tr><td>花ヤ池貯水池内 (堤体)</td><td>Qmax=6m³/hr未満</td><td>作業時排水</td><td>池内工事用道路、 堤体工施工時</td></tr><tr><td>花ヤ池貯水池内 (底樋)</td><td>Qmax=30m³/hr未満</td><td>常時排水</td><td>底樋施工時</td></tr></table> 2) 受注者は、現場での湧水量について、実態に基づき計測及びポンプ等の設置と現場施工状況管理を行い監督職員に報告するとともに、監督職員の確認を得るものとする。 3) 現地湧水量が想定以上であった場合や降雨により貯水池内の水位が一時的に上昇するおそれがあると想定される場合は、その処理方法について監督職員と協議するものとする。 4) ポンプ等による排水先は、花ヤ池堤体下流の仮設排水管を想定しているが、濁水等による処理が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	場所	想定排水量	排水方法	備 考	宮池貯水池内 (堤体)	Qmax=30m3/hr未満	常時排水	落水時	宮池貯水池内 (堤体)	Qmax=6m ³ /hr未満	作業時排水	池内工事用道路、 堤体工施工時	宮池貯水池内 (底樋)	Qmax=30m ³ /hr未満	常時排水	底樋施工時	がま池分流工	Qmax=6m ³ /hr未満	作業時排水	本体工施工時	花ヤ池貯水池内 (堤体)	Qmax=6m ³ /hr未満	作業時排水	池内工事用道路、 堤体工施工時	花ヤ池貯水池内 (底樋)	Qmax=30m ³ /hr未満	常時排水	底樋施工時	
場所	想定排水量	排水方法	備 考																											
宮池貯水池内 (堤体)	Qmax=30m3/hr未満	常時排水	落水時																											
宮池貯水池内 (堤体)	Qmax=6m ³ /hr未満	作業時排水	池内工事用道路、 堤体工施工時																											
宮池貯水池内 (底樋)	Qmax=30m ³ /hr未満	常時排水	底樋施工時																											
がま池分流工	Qmax=6m ³ /hr未満	作業時排水	本体工施工時																											
花ヤ池貯水池内 (堤体)	Qmax=6m ³ /hr未満	作業時排水	池内工事用道路、 堤体工施工時																											
花ヤ池貯水池内 (底樋)	Qmax=30m ³ /hr未満	常時排水	底樋施工時																											

項 目	内 容	摘 要								
4 仮廻し排水路	本工事で設置する仮廻し排水路は、別添図面に示すとおりであるが、施工にあたっては、近接する農地の営農作業に支障を来さないよう留意しなければならない。									
5 土取場	1) 土取場は、図面に示す個所とし、その名称、採取予定量は次のとおりである。 <table><tr><td>名 称</td><td>所在地</td><td>採取量</td><td>備 考</td></tr><tr><td>横谷仮置場</td><td>紀の川市麻生津中地内</td><td>3,476m3</td><td>堤体用土 (遮水材)</td></tr></table> 2) 本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。	名 称	所在地	採取量	備 考	横谷仮置場	紀の川市麻生津中地内	3,476m3	堤体用土 (遮水材)	
名 称	所在地	採取量	備 考							
横谷仮置場	紀の川市麻生津中地内	3,476m3	堤体用土 (遮水材)							
第6章 工事用地等										
1 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりである。									
2 工事用地等の使用及び返還	1) 工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 2) 受注者は、工事用地等を監督職員の指示に基づき、適切に使用しなければならない。 3) 受注者は、使用条件に基づき必要な措置を講じたあと、監督職員及び土地の所有者の立会いのもと、土地使用補償契約に定める期間内に工事用地の返還を行うものとする。 なお、監督職員から要請があった場合は、「土地返還引受書」の徴取に協力するものとする。 4) 受注者は、工事用地の返還後、土地の所有者等から原形復旧について苦情等があった場合は、監督職員と協議の上、誠意を持って対応するものとする。 5) 堤体下流側の工事用地については、本工事完了後、別工事での使用を想定していることから、適切な維持管理に努めなければならない。									
3 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。									
第7章 工事用電力	本工事で使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。									
第8章 工事用材料										
1 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりである。これにより難しい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。 1) 石材及び骨材 クラッシュラン C-40 JIS A 5001 再生クラッシュラン RC-40 JIS A 5001 粒度調整碎石 M-30 JIS A 5001 スクリーニングス 2.5mm～0mm 割栗石（詰石用）15cm～20cm 2) 鋼材 鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295 SD345 JIS G 3112 PC鋼より線 φ15.2mm JIS G 3536									

項 目	内 容	摘 要																											
	鋼製グレーチング蓋 T-2 足掛金物 ステンレス製合成樹皮被覆 ため池栓 φ100, 青銅製 縞鋼板蓋 4.5mm, 溶融亜鉛メッキ 3) コンクリート二次製品 底樋管 φ800型、φ300型 ボックスカルバート □800×800 3kN/m2 全国ボックスカルバート協会 □600×600 T-14 全国ボックスカルバート協会 止水壁 φ800型 重圧管 φ350 1種 U型側溝 600 JIS A 5372 落蓋式U型側溝 500B、400B、300A、300B JIS A 5372 落蓋式U型側溝蓋 400×500 3種 JIS A 5372 300×500 3種 JIS A 5372 RC 床版 L=2.4m、2.1m、1.9m、1.7m、1.6m、1.4m (5kN/m2, t=100mm) L=1.4m (T-14, t=150mm) FR 側溝 300A 本体 FR 側溝ベース 300 用 PU 柵 400×400S, 400×400A, 400×400B PU 柵ベース 400×400 用 階段ブロック B=1000 コンクリート積ブロック A種 控え 35cm JIS A 5371 4) コンクリート コンクリートは、JIS A 5308レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。 <table><tr><th>種類</th><th>呼び強度 (N/mm2)</th><th>スランプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>W/C (%)</th><th>セメントの 種類による 記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>鉄筋コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25 (20)</td><td>60 以下</td><td>BB</td><td>洪水吐、取水 設備、がま池 分流工</td></tr><tr><td rowspan="2">無筋コンクリート</td><td>18</td><td>8</td><td>25 (20)</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>基礎コンクリート、均 しコンクリート、ブロ ック積天端コンク リート、管理用道 路</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>40</td><td>65 以下</td><td>BB</td><td>コンクリート止 水 壁、花や池取 水設備用水管 出口柵、分流 工巻立てコンク リート、ブロック 積基礎コンク リート、小口止</td></tr></table> ※粗骨材最大寸法25mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合20mmの使用を可能とする。	種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的	鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	洪水吐、取水 設備、がま池 分流工	無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	基礎コンクリート、均 しコンクリート、ブロ ック積天端コンク リート、管理用道 路	18	8	40	65 以下	BB	コンクリート止 水 壁、花や池取 水設備用水管 出口柵、分流 工巻立てコンク リート、ブロック 積基礎コンク リート、小口止	
種類	呼び強度 (N/mm2)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメントの 種類による 記号	使用目的																							
鉄筋コンクリート	21	12	25 (20)	60 以下	BB	洪水吐、取水 設備、がま池 分流工																							
無筋コンクリート	18	8	25 (20)	65 以下	BB	基礎コンクリート、均 しコンクリート、ブロ ック積天端コンク リート、管理用道 路																							
	18	8	40	65 以下	BB	コンクリート止 水 壁、花や池取 水設備用水管 出口柵、分流 工巻立てコンク リート、ブロック 積基礎コンク リート、小口止																							

項 目	内 容	摘 要																	
2 見本又は資料提出	5) ゲート類 斜樋・土砂吐（底樋）ゲート 別添図面のとおり スルースゲート φ 300, □300×300, □350×350, □400×400																		
	6) 地盤改良材 セメント系固化材（一般軟弱土用）																		
	7) 舗設材 アスファルト乳剤 JIS K 2208 アスファルト混合物 再生密粒度アスファルト混合物（13）																		
3 監督職員の検査又は試験	8) その他 土木安定シート（引張強度980N/5cm） 目地板（ゴム発泡体・硬度20） ダウエルバー D16 VP-φ 20 止水板 CF200 ジョイントシール材 水膨張パッキン 弾性シール材 布製型枠 平均厚40mm 転落防止柵 縦格子型 H=1100 ネットフェンス 亜鉛メッキ H=1200 車止め B=1000×H=800																		
	1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が指示した場合は、これに応じなければならない。																		
	<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書、粒度分布表</td></tr><tr><td>コンクリート</td><td>示方配合表、試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材類</td><td>ミルシート</td></tr><tr><td>管材類</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>ゲート類</td><td>設計計算書、試験成績書</td></tr><tr><td>地盤改良材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>	材 料 名	提 出 物	石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表	コンクリート	示方配合表、試験成績書	コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書	鋼材類	ミルシート	管材類	カタログ、試験成績書	ゲート類	設計計算書、試験成績書	地盤改良材	カタログ、試験成績書	その他資材	カタログ、試験成績書等
材 料 名	提 出 物																		
石材及び骨材	試験成績書、粒度分布表																		
コンクリート	示方配合表、試験成績書																		
コンクリート二次製品	カタログ、試験成績書																		
鋼材類	ミルシート																		
管材類	カタログ、試験成績書																		
ゲート類	設計計算書、試験成績書																		
地盤改良材	カタログ、試験成績書																		
その他資材	カタログ、試験成績書等																		
	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。																		
	<table><tr><th>材 料 名</th><th>検査・試験項目</th><th>備 考</th></tr><tr><td>管材類</td><td>外観、寸法</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>鋼材類</td><td>外観、寸法</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>スランプ、空気量、</td><td>構造物打設前</td></tr></table>	材 料 名	検査・試験項目	備 考	管材類	外観、寸法	搬入時抽出検査	鋼材類	外観、寸法	搬入時抽出検査	生コンクリート	スランプ、空気量、	構造物打設前						
材 料 名	検査・試験項目	備 考																	
管材類	外観、寸法	搬入時抽出検査																	
鋼材類	外観、寸法	搬入時抽出検査																	
生コンクリート	スランプ、空気量、	構造物打設前																	

項 目	内 容			摘 要
		塩化物含有量	(種類毎の初回)	
	コンクリート二次製品	外観、寸法	搬入時抽出検査	
	ゲート類	外観、寸法	搬入時抽出検査	
	地盤改良材	外観、寸法	搬入時抽出検査	
	その他主要材料	外観、寸法等	搬入時抽出検査	
第9章 施工				
1 一般事項				
(1) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2011に対応したものである。			
(2) 中間技術検査	1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命じられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。			
(3) 既設構造物に対する措置	1) 本工事の施工にあたって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。また、原形復旧する構造物については、既設構造物の形状、設置位置（座標による設置位置の記録）を確認し、監督職員に報告するものとする。 2) 施工中に設計図書に示していない構造物が発見された場合、必要に応じ、撤去・復旧を指示する場合がある。 3) 再利用する構造物がある場合は、慎重に取り扱うものとし、復旧まで現場内で保管するものとする。 なお、再利用が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。 4) 受注者は、本工事の施工時に再利用が可能な資材、有価物を確認した場合は、監督職員と協議するものとする。			
(4) 舗装切断に伴う排水等の処理	舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。			
(5) 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。			
2 再生資源等の利用				
(1) 建設副産物	1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であ			

項 目	内 容	摘 要																																			
(2) 再生資材の利用	るなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。																																				
	3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。																																				
	4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。																																				
	受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。																																				
	<table><tr><th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン（13）</td><td>使用箇所：市道谷湯屋谷線</td></tr><tr><td>再生クラッシャラン</td><td>RC-40</td><td>使用箇所：基礎工、路盤工</td></tr></table>	資 材 名	規 格	備 考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（13）	使用箇所：市道谷湯屋谷線	再生クラッシャラン	RC-40	使用箇所：基礎工、路盤工																											
資 材 名	規 格	備 考																																			
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン（13）	使用箇所：市道谷湯屋谷線																																			
再生クラッシャラン	RC-40	使用箇所：基礎工、路盤工																																			
	なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（公社）日本道路協会発行）等を遵守する。																																				
3 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、搬出量の確認方法については、施工計画書に記載するとともに監督職員に報告しなければならない。																																				
	<table><tr><th>建設資材廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住 所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>コンクリート殻（有筋）</td><td>株式会社 中野建設</td><td>和歌山市西田井字下嶋 505-1</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化 施設</td></tr><tr><td>コンクリート殻（無筋）</td><td>環境リサイクル株式会社</td><td>岩出市根来字洞尾2274番 地47</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化 施設</td></tr><tr><td>アスファルト殻</td><td>司建設工業株式会社</td><td>岩出市押川字風吹水呑谷 459番1</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化 施設</td></tr><tr><td>建設発生土（粘性土）</td><td>株式会社ミナミ農園</td><td>和歌山市湊字青岸の坪 1342-61番地</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化 施設</td></tr><tr><td>建設発生土（改良土）</td><td>株式会社ミナミ農園</td><td>和歌山市湊字青岸の坪 1342-61番地</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化 施設</td></tr><tr><td>廃プラスチック</td><td>株式会社ヴァイオス</td><td>紀の川市桃山町調月2822 番6外1筆</td><td>8:00～ 17:00</td><td>中間処理 施設</td></tr></table>	建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分	コンクリート殻（有筋）	株式会社 中野建設	和歌山市西田井字下嶋 505-1	8:00～ 17:00	再資源化 施設	コンクリート殻（無筋）	環境リサイクル株式会社	岩出市根来字洞尾2274番 地47	8:00～ 17:00	再資源化 施設	アスファルト殻	司建設工業株式会社	岩出市押川字風吹水呑谷 459番1	8:00～ 17:00	再資源化 施設	建設発生土（粘性土）	株式会社ミナミ農園	和歌山市湊字青岸の坪 1342-61番地	8:00～ 17:00	再資源化 施設	建設発生土（改良土）	株式会社ミナミ農園	和歌山市湊字青岸の坪 1342-61番地	8:00～ 17:00	再資源化 施設	廃プラスチック	株式会社ヴァイオス	紀の川市桃山町調月2822 番6外1筆	8:00～ 17:00	中間処理 施設	
建設資材廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分																																	
コンクリート殻（有筋）	株式会社 中野建設	和歌山市西田井字下嶋 505-1	8:00～ 17:00	再資源化 施設																																	
コンクリート殻（無筋）	環境リサイクル株式会社	岩出市根来字洞尾2274番 地47	8:00～ 17:00	再資源化 施設																																	
アスファルト殻	司建設工業株式会社	岩出市押川字風吹水呑谷 459番1	8:00～ 17:00	再資源化 施設																																	
建設発生土（粘性土）	株式会社ミナミ農園	和歌山市湊字青岸の坪 1342-61番地	8:00～ 17:00	再資源化 施設																																	
建設発生土（改良土）	株式会社ミナミ農園	和歌山市湊字青岸の坪 1342-61番地	8:00～ 17:00	再資源化 施設																																	
廃プラスチック	株式会社ヴァイオス	紀の川市桃山町調月2822 番6外1筆	8:00～ 17:00	中間処理 施設																																	
4 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																																				
	<table><tr><th>工</th><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	工	工 程	作業内容	分別解体等の方法																																
工	工 程	作業内容	分別解体等の方法																																		

項 目	内 容			摘 要
	程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
		⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
		受注者は、「資源有効利用促進法省令の改正及びストックヤード運営事業者登録規定について（令和6年5月28日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）」に基づき適正な搬出先への確実な搬出を行い、その内容を監督職員へ報告すること。		
5 土工				
(1) 掘削及び床掘	1) 堤体表層については、不良土層及び草木根のある表土のはぎ取り（30 cm程度）を行い、建設資材廃棄物として処分するものとする。 2) 既設堤体の掘削土及び床掘土は、一部を築堤用土に流用するものとする。残りのうち、再利用可能なものは本工事用地等に運搬・仮置きするものとする。 3) 工事用道路（土砂部）を撤去した掘削土については、本工事用地等に運搬・仮置きするものとする。工事用道路（セメント改良部）を撤去した掘削土については、建設資材廃棄物として処分するものとする。 4) 既設堤体以外の掘削土及び床掘土は、埋戻し及び盛土に流用するものとする。掘削土及び床掘土が埋戻し材として流用出来ないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。また、残りのうち、再利用可能なものは本工事用地等に運搬・仮置きするものとする。 5) 掘削及び床掘に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 6) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生、又はそのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。			
(2) 埋戻し及び盛土	1) 築堤工以外の埋戻し及び盛土は、事前に締固め試験を実施し、試験結果に基づいて施工するものとする。 2) 築堤工以外の構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚が 30 cm 以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で最大乾燥密度の 90%以上締固めを行わなければならない。			
6 地盤改良工	花や池堤体上流基礎部の地盤改良工は次のとおりとする。 1) 地盤改良の施工に先立ち、改良面着底部の確認方法については、監督職員と協議するものとする。 2) 施工範囲はBP. ～No. 1+9. 956、No. 1+9. 956～EP. とし、施工方法は次のとおりとする。固化材添加量は、現地発生土を用いた室内配合試験を実施の上、監督職員の承諾を得るものとする。			

項 目	内 容	摘 要												
7 築堤工 (1) 一般事項	3) 現場条件や配合試験結果から工法変更等が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>施工場所</th><th>改良工法等</th><th>固化材添加量</th><th>室内改良強度</th></tr><tr><td>BP. ～ No. 1+9. 956</td><td>中層改良 (スラリー攪拌工法)</td><td>70 kg/m3</td><td>350 kN/m2</td></tr><tr><td>No. 1+9. 956 ～EP.</td><td>中層改良 (スラリー攪拌工法)</td><td>70 kg/m3</td><td>650 kN/m2</td></tr></table>	施工場所	改良工法等	固化材添加量	室内改良強度	BP. ～ No. 1+9. 956	中層改良 (スラリー攪拌工法)	70 kg/m3	350 kN/m2	No. 1+9. 956 ～EP.	中層改良 (スラリー攪拌工法)	70 kg/m3	650 kN/m2	
	施工場所	改良工法等	固化材添加量	室内改良強度										
	BP. ～ No. 1+9. 956	中層改良 (スラリー攪拌工法)	70 kg/m3	350 kN/m2										
	No. 1+9. 956 ～EP.	中層改良 (スラリー攪拌工法)	70 kg/m3	650 kN/m2										
	4) 地盤改良の施工に当たり、所定の範囲について均質な改良を行うものとし、改良深さ、混合状況を確認し混合むらを生じないように施工し所定の強度が得られるまでの期間は適切に養生を行うものとする。なお、改良範囲（幅、深さ）の管理を行うものとする。													
	5) 使用した固化材の空袋について、使用数量を管理し監督職員に報告の上、適正に処理するものとする。													
	1) 盛立材料の中には、草木根等の有機物や不純物、氷雪等の有害物を介在・混在させてはならない。													
	2) 盛立の試験値が施工管理基準値を満足しない場合には、その原因を究明するとともに、再施工等の処置を行うものとする。													
	3) 監督職員が不適材料と判断した場合は、その指示により、直ちに場外へ除去搬出するものとする。 また、盛立後において気象の影響（降雪・凍上等）を受け、その性質が変化・悪化したと判断される場合についても同様であり、この場合の措置については、監督職員と協議を行うものとする。													
	4) 盛立に当たって留意しなければならない事項は次のとおりとする。 ① 凍結した材料は、盛立に使用してはならない。 ② 盛立現場から取り除いた材料を調整し再使用する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 ③ 盛立は、ほぼ水平な形状で施工することを原則とする。 ④ まき出し、転圧は堤体軸に平行に行うことを原則とする。 ⑤ 転圧機械は、できるだけ一定の低速度で走行し、急旋回してはならない。 ⑥ ローラのわだちは、隣接するわだちと十分重複させて転圧するものとし、わだち間に未転圧または、所要転圧回数以下の部分を残してはならない。 ⑦ 監督職員が転圧不十分と判断した場合は、材料の置換又は転圧回数の追加を指示することがある。 ⑧ 構造物周辺の転圧は、堤体軸に直交することも止むを得ないが、その範囲は必要最小限とし、急旋回転圧は避けなければならない。 ⑨ 盛立に関する盛立基準等詳細については、盛立試験結果を踏まえた盛立計画を作成の上、監督職員の承諾を得るものとする。 ⑩ 構造物周辺の締固めは施工条件に合った小型締固め機械により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。 なお、施工含水比は所要の締固め度（D 値）を満足する範囲で、極力 wet 側になるよう調整するものとし、接合するコンクリート構造物は、盛土前に十分湿らせておくこと。													
5) 構造物周りの概ね 10 cm 程度の埋戻し材については、コンタクトクレイを用いて人力により入念に施工しなければならない。また、コンタクトクレイの転圧については、できる限り薄くまき出し、仕上り厚さは 10～15 cm とし、狭隘箇所を														

項 目	内 容	摘 要																				
(2) 盛立材	転圧する場合は小型転圧機械を用いて確実に締固めを行うものとする。 なお、コンタクトクレイ材は、以下と同等の材料とする。																					
	<table><tr><th>材 料</th><th>粒度(75μm 以下)</th><th>最大粒径</th><th>塑性指数 IP</th></tr><tr><td>コンタクトクレイ</td><td>50%以上</td><td>20 mm</td><td>15 以上</td></tr></table>	材 料	粒度(75μm 以下)	最大粒径	塑性指数 IP	コンタクトクレイ	50%以上	20 mm	15 以上													
	材 料	粒度(75μm 以下)	最大粒径	塑性指数 IP																		
	コンタクトクレイ	50%以上	20 mm	15 以上																		
	1) 盛立材料	盛立材料は、横谷仮置場に確保している堤体用土を使用するものとする。																				
	2) 盛立材料の品質	上記 1) の盛立材料は、以下の値を満足するものでなければならない。以下の値の材料が確保できない場合には、監督職員と協議するものとする。																				
	<table><tr><th rowspan="3">材料</th><th rowspan="3">細粒分 含有率 0.075 mm以下</th><th colspan="4">堤体設計値 (参考)</th><th rowspan="3">透水係数 (cm/s)</th></tr><tr><th colspan="2">単位体積重量 (kN/ m³)</th><th rowspan="2">C' (kN/ m²)</th><th rowspan="2">φ' (°)</th></tr><tr><th>湿潤</th><th>飽和</th></tr><tr><td>堤体用土 (遮水材)</td><td>約 40～60%</td><td>19.8</td><td>20.1</td><td>7.8</td><td>31.9</td><td>1×10⁻⁵以下</td></tr></table>	材料	細粒分 含有率 0.075 mm以下	堤体設計値 (参考)				透水係数 (cm/s)	単位体積重量 (kN/ m ³)		C' (kN/ m ²)	φ' (°)	湿潤	飽和	堤体用土 (遮水材)	約 40～60%	19.8	20.1	7.8	31.9	1×10 ⁻⁵ 以下	
	材料			細粒分 含有率 0.075 mm以下	堤体設計値 (参考)				透水係数 (cm/s)													
					単位体積重量 (kN/ m ³)		C' (kN/ m ²)			φ' (°)												
		湿潤	飽和																			
	堤体用土 (遮水材)	約 40～60%	19.8	20.1	7.8	31.9	1×10 ⁻⁵ 以下															
	3) 巨礫の除去	堤体の盛立材料に、盛立の一層の仕上がり厚さの概ね 1/3 以上の石が混入している場合には、これを除去して用いなければならない。																				
4) 盛立材料の仮置き	盛立材料を工事用地等に仮置きする場合には、降雨による流亡や崩壊や、雨水の浸入等が生じないよう適切な措置を講じるものとし、必要に応じてシート等で保護するものとする。																					
5) 盛立	盛立は、第 11 章 3 に掲げる所要の管理基準値を満足するように行わなければならない。 上記の締固めを安定的に行うため、盛立試験の結果によって、次に掲げる転圧機械、撒き出し厚さ、転圧速度、転圧回数等により施工するものとする。																					
<table><tr><th>材料区分</th><th>転圧機種</th><th>一層の撒き出し厚さ</th><th>転圧速度</th><th>転圧回数</th></tr><tr><td rowspan="2">堤体標準部</td><td>振動ロー 11～12t 級</td><td>試験結果</td><td>3km/hr</td><td>試験結果</td></tr><tr><td>振動ロー 3～4t 級</td><td>試験結果</td><td>3km/hr</td><td>試験結果</td></tr><tr><td>堤体構造物周辺</td><td>振動ロー 0.8～1.1t 級</td><td>試験結果</td><td>3km/hr</td><td>試験結果</td></tr></table>	材料区分	転圧機種	一層の撒き出し厚さ	転圧速度	転圧回数	堤体標準部	振動ロー 11～12t 級	試験結果	3km/hr	試験結果	振動ロー 3～4t 級	試験結果	3km/hr	試験結果	堤体構造物周辺	振動ロー 0.8～1.1t 級	試験結果	3km/hr	試験結果			
材料区分	転圧機種	一層の撒き出し厚さ	転圧速度	転圧回数																		
堤体標準部	振動ロー 11～12t 級	試験結果	3km/hr	試験結果																		
	振動ロー 3～4t 級	試験結果	3km/hr	試験結果																		
堤体構造物周辺	振動ロー 0.8～1.1t 級	試験結果	3km/hr	試験結果																		
6) 盛立気象条件	降雨、降雪及び気温等の気象条件により、良好な盛立が困難な場合には、盛立工事を中止しなければならない。																					
7) その他の盛立留意事項	盛立施工にあたっては、上記の各事項のほか、細心の注意と高い施工技術を駆使して、安定性・均質性の高い堤体の築造を行うものとする。																					
(3) 盛立試験	1) 築堤工事に先立って盛立試験を実施するものとする。試験実施は工事用地等内を想定している。																					

項 目	内 容	摘 要																																										
	なお、試験項目は 4) に示すとおりとし、試験の方法等の詳細は別途監督職員と打合せの上決定するものとするが、事前に盛立試験計画書を作成し、提出するものとする。 2) 盛立試験結果に基づいて、8. (2) に示す盛立材料の仕様、盛立転圧機種、盛立方法並びに第 11 章 3. に示す盛立の施工管理方法等について検討を行い、設計値の内容に変更がある場合は、監督職員と協議するものとする。 3) 盛立試験結果によっては、堤体の法勾配等の変更を行うことがある。 4) 材料の盛立試験項目 材料の盛立試験は、下表を目安に、それぞれの組合せについて行うが、ここに示す転圧機械以外の機械をこの工事に導入する意向がある場合には、当該機械を用いた同様の盛立試験を受注者の負担により同時に実施しなければならない。 なお、下表の組合せによる盛立試験の結果、所要の規格値を満足しない場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>材料区分</th><th>転圧機種</th><th>一層の撒き出し厚さ</th><th>転圧速度</th><th>転圧回数</th></tr><tr><td rowspan="2">堤体標準部</td><td>振動ロー 11～12t 級</td><td>20cm・30cm</td><td>3km/hr</td><td>6・8・10 回</td></tr><tr><td>振動ロー 3～4t 級</td><td>20cm・30cm</td><td>3km/hr</td><td>6・8・10 回</td></tr><tr><td>堤体構造物周辺</td><td>振動ロー 0.8～1.1t 級</td><td>10cm</td><td>3km/hr</td><td>10 回</td></tr></table> また、各組合せにおいて、以下の試験を行うものとする。 なお、盛立試験の実施に当たり、それ以外にも追加試験が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>材料</th><th>試験項目</th><th>試験方法</th><th>規格値</th></tr><tr><td rowspan="6">堤体標準部 堤体構造物 周辺</td><td>現場密度 (φ 200, 突砂法)</td><td>JGS 1611</td><td>D 値 95%以上</td></tr><tr><td>現場透水試験 (φ 200, 簡易定水位法)</td><td>JGS 1316</td><td>1×10⁻⁵cm/s 以下</td></tr><tr><td>簡易粒度試験</td><td>JIS A 1204 相当</td><td>—</td></tr><tr><td>礫の比重・吸水率試験</td><td>JIS A 1110</td><td>+37.5mm 礫を対象</td></tr><tr><td>突固めによる土の締固め試験 (φ 150mm、2.5kg ランマー、 B-c 法：湿潤法・非繰返し法)</td><td>JIS A 1210</td><td>—</td></tr><tr><td>沈下量</td><td>レベルによる目視</td><td>沈下量の収束傾向</td></tr></table>	材料区分	転圧機種	一層の撒き出し厚さ	転圧速度	転圧回数	堤体標準部	振動ロー 11～12t 級	20cm・30cm	3km/hr	6・8・10 回	振動ロー 3～4t 級	20cm・30cm	3km/hr	6・8・10 回	堤体構造物周辺	振動ロー 0.8～1.1t 級	10cm	3km/hr	10 回	材料	試験項目	試験方法	規格値	堤体標準部 堤体構造物 周辺	現場密度 (φ 200, 突砂法)	JGS 1611	D 値 95%以上	現場透水試験 (φ 200, 簡易定水位法)	JGS 1316	1×10 ⁻⁵ cm/s 以下	簡易粒度試験	JIS A 1204 相当	—	礫の比重・吸水率試験	JIS A 1110	+37.5mm 礫を対象	突固めによる土の締固め試験 (φ 150mm、2.5kg ランマー、 B-c 法：湿潤法・非繰返し法)	JIS A 1210	—	沈下量	レベルによる目視	沈下量の収束傾向	
材料区分	転圧機種	一層の撒き出し厚さ	転圧速度	転圧回数																																								
堤体標準部	振動ロー 11～12t 級	20cm・30cm	3km/hr	6・8・10 回																																								
	振動ロー 3～4t 級	20cm・30cm	3km/hr	6・8・10 回																																								
堤体構造物周辺	振動ロー 0.8～1.1t 級	10cm	3km/hr	10 回																																								
材料	試験項目	試験方法	規格値																																									
堤体標準部 堤体構造物 周辺	現場密度 (φ 200, 突砂法)	JGS 1611	D 値 95%以上																																									
	現場透水試験 (φ 200, 簡易定水位法)	JGS 1316	1×10 ⁻⁵ cm/s 以下																																									
	簡易粒度試験	JIS A 1204 相当	—																																									
	礫の比重・吸水率試験	JIS A 1110	+37.5mm 礫を対象																																									
	突固めによる土の締固め試験 (φ 150mm、2.5kg ランマー、 B-c 法：湿潤法・非繰返し法)	JIS A 1210	—																																									
	沈下量	レベルによる目視	沈下量の収束傾向																																									
8 法面保護工	1) 布製型枠の施工にあたっては、マット敷設後のモルタル注入において、マットのつなぎ目の取付けに十分留意して施工しなければならない。 2) 注入モルタルの標準配合は次のとおりとする。 <table><tr><th>材料</th><th>W/C (%)</th><th>セメント単位量 (kg/m3)</th><th>フロー値 (秒)</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	材料	W/C (%)	セメント単位量 (kg/m3)	フロー値 (秒)	備考																																						
材料	W/C (%)	セメント単位量 (kg/m3)	フロー値 (秒)	備考																																								

項 目	内 容					摘 要
	モルタル (1:2)	55～65	600以上	18±3		
9 コンクリート工	生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行わせるものとする。 なお、発生する廃棄物は、ピットやベッセル等を設置し、受注者の責において処理するものとする。					
10 浚渫工	池内浚渫土の運搬にあたっては、池内にて以下のとおり改良を想定しているが、施工に先立ち配合試験を行い、その結果を監督職員に報告するものとし、変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。					
	施工場所	改良方法等	固化材添加量	室内改良強度	備考	
	宮池池内	バックホウ混合	60kg/m3	100kN/m2	セメント系固化材	
	花ヤ池池内	バックホウ混合	65kg/m3	100kN/m2	セメント系固化材	
	浚渫工の実施後、監督職員立会いのもと基盤状況を確認した上で、池底の止水性が確保されているかを確認する目的で基礎地盤の透水試験を実施するものとする。					
	試験項目	試験時期	試験回数	備考		
	現場透水試験 (JGS1316)	浚渫後	各 1 回	宮池・花ヤ池内		
11 管理用道路工	1) 路盤 路盤は、再生砕石 (RC-40) を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第 3 品質管理 2. 土質関係の道路工 (2) 下層路盤工の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。 2) コンクリート舗装 ① コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレーター等で十分締固めた後養生しなければならない。 なお、舗装表面は、ほうき目仕上げとする。 ② コンクリート舗装に当たり、延長 5 m に 1 箇所の割合で目地を設けるものとする。					
12 原形復旧工						
(1) コンクリート舗装工	1) 路盤 路盤は、粒度調整砕石 (M-30) を均一に敷均し、施工条件に合った機械により、施工管理基準別表第 3 品質管理 2. 土質関係の道路工 (3) 粒度調整路盤工 (上層路盤工) の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。 2) コンクリート舗装 ① コンクリート舗装は、路盤紙を敷設し、バイブレーター等で十分締固めた後養生しなければならない。 なお、舗装表面は、ほうき目仕上げとする。 ② コンクリート舗装に当たり、延長 5 m に 1 箇所の割合で目地を設けるものとする。					
(2) アスファルト舗装工	1) 路盤 路盤は、粒度調整砕石 (M-30) を均一に敷設し、施工条件に合った機械により					

項 目	内 容	摘 要
第10章 水門設備等	施工管理基準別表第3品質管理2.土質関係の道路工(3)粒度調整路盤工(上層路盤工)の施工に規定する現場密度となるよう締固めなければならない。 2) アスファルト舗装 ① マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 表層工の施工にあたっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3) 120 $\text{kg}/100 \text{ m}^2$以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。 ② 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により、再生加熱アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種で締固めをしなければならない。	
	1 一般事項 1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設備の製造を行うものとする。 2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 3) 耐久性及び安全性ならびに維持管理を考慮した構造とする。 4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 5) 設計、製作、据付にあたって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。 6) 許容応力度等は、鋼構造物計画技術指針(小形水門扉編)に基づくものとする。	
	2 設備諸元 1) 取水設備 【宮池土砂吐】 ・底樋ゲート 型式 : 鋳鉄製スライドゲート 設置数 : 1 門 有効径 : 0.800m×0.800m 設計水深 外水位: 2.03m 内水位: 0.00m 操作水深 外水位: 0.60m 内水位: 0.00m 水密方式: 後面四方金属水密 開閉方式: 手動ラック式(1本吊) 操作方法: 機側操作 たわみ率: 1/1000 以下 腐食代 : 1.0 mm 適用基準: 水門鉄管技術基準 【花や池取水設備】 ・斜樋ゲート 型式 : 青銅鋳鉄製スライドゲート 設置数 : 3 門 (1) 第1取水孔 有効径 : $\phi 100\text{mm}$ 設計水深 外水位: 2.03m 内水位: 0.00m 操作水深 外水位: 1.45m 内水位: 0.00m	

項 目	内 容	摘 要
	(2) 第2取水孔 有効径 : $\phi 200\text{mm}$ 設計水深 外水位 : 3.38m 内水位 : 0.00m 操作水深 外水位 : 2.80m 内水位 : 0.00m (3) 第3取水孔 有効径 : $\phi 150\text{mm}$ 設計水深 外水位 : 4.43m 内水位 : 0.00m 操作水深 外水位 : 3.85m 内水位 : 0.00m 水密方式 : 後面金属水密 開閉方式 : 手動スピンドル式 (1本吊) 操作方法 : 機側操作 たわみ率 : 1/1000 以下 腐食代 : 1.0 mm 適用基準 : 水門鉄管技術基準 【花ヤ池土砂吐】 ・底樋ゲート 型式 : 鋳鉄製スライドゲート 設置数 : 1門 有効径 : $0.800\text{m} \times 0.800\text{m}$ 設計水深 外水位 : 5.38m 内水位 : 0.00m 操作水深 外水位 : 0.95m 内水位 : 0.00m 水密方式 : 後面四方金属水密 開閉方式 : 手動ラック式 (1本吊) 操作方法 : 機側操作 たわみ率 : 1/1000 以下 腐食代 : 1.0 mm 適用基準 : 水門鉄管技術基準	
3 主要材料	主要材料は、JIS 規格品又は同等以上とする。	
第11章 施工管理		
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。	
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
3 施工管理の追加項目	施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は次によらなければならない。 1) ため池築堤工 ため池築堤工の施工管理については、下表のとおりとするが、これにより難い	

項 目	内 容				摘 要
4 六価クロム溶出試験	場合は、事前に監督職員と協議し承諾を受けなければならない。 なお、以下の盛立に関する追加項目の内容は、盛立試験結果により変更することがある。				
	材 料	試験項目	試験方法	試験頻度	規格値
	堤体用土 (遮水材)	土粒子の密度試験	JIS A 1202	工事着手前に 1 回 及 び 1 回 /3,000 m ³	2.6g/cm ³ 以上
		粒度試験	JIS A 1204		細粒分 40～60%
		含水比試験	JIS A 1203		—
		液性・塑性限界試験	JIS A 1205	工事着手前に 1 回及び盛土材料の物性値が変わった時	—
		突固めによる土の締固め試験（φ 150mm、2.5kg ランマー、B-c 法：湿潤法・非繰返し法）	JIS A 1210		—
		土の透水試験（φ 100mm、変水位）	JIS A 1218		k =1×10 ⁻⁶ cm/s 以下
		三軸圧縮試験（φ 100mm、C _U bar）	JGS 0523		堤体設計値 C'、φ'
		現場密度の測定（φ 200mm、突砂法）	JGS 1611	盛土高さが概ね 50～60 cm に達する毎に 100m 間隔に 1 箇所以上	D 値 95%以上
		現場透水性試験（φ 200mm、簡易定水位法）	JGS 1316		k =1×10 ⁻⁵ cm/s 以下
		礫の比重・吸水率試験	JIS A 1110		+37.5 mm礫を対象
	※D 値 95%は、JIS A 1210 の B-c 法で求めた値に対する数値。 ※現場密度の試験数は 1 箇所当たり原則、横断方向に 3 試料実施する。 なお、横断幅が狭く横断方向で 3 試料の試験が出来ない場合は千鳥配置又は堤体軸方向で 3 試料実施する。				
	2) 地盤改良工 花や池堤体上流基礎部の地盤改良工の施工管理については、次に準拠することとし、詳細は、受発注者間の協議により決定するものとする。				
	地盤改良工：国土交通省 土木工事施工管理基準及び規格値（令和 5 年 3 月） 出来形管理基準及び規格値(案) 3 編土木工事共通編 2 章 一般施工 7 節 地盤改良工 9 条-3 品質管理基準及び規格値(案) 40 中層混合処理				
本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。					
対象工種	対象工法	配合試験段階 検体数	備考		
地盤改良工	混合処理工法	2 検体	花や池堤体上流 基礎部		
工事用道路工	混合処理工法	1 検体	宮池池内		
工事用道路工	混合処理工法	1 検体	花や池池内		

項 目	内 容	摘 要																						
5 水質試験等	基盤でのリンの蓄積状況を確認するため、浚渫工の実施前後で以下の試験を行うものとする。 <table><tr><td>試験項目</td><td>試験時期</td><td>試験回数</td><td>採取場所</td></tr><tr><td rowspan="2">水素イオン濃度</td><td>浚渫前</td><td>各1回</td><td>宮池・花や池内</td></tr><tr><td>浚渫後</td><td>各1回</td><td>宮池・花や池内</td></tr><tr><td rowspan="2">有機リン</td><td>浚渫前</td><td>各1回</td><td>宮池・花や池内</td></tr><tr><td>浚渫後</td><td>各1回</td><td>宮池・花や池内</td></tr><tr><td>有機リン溶出試験</td><td>浚渫後</td><td>各1回</td><td>宮池・花や池内</td></tr></table>	試験項目	試験時期	試験回数	採取場所	水素イオン濃度	浚渫前	各1回	宮池・花や池内	浚渫後	各1回	宮池・花や池内	有機リン	浚渫前	各1回	宮池・花や池内	浚渫後	各1回	宮池・花や池内	有機リン溶出試験	浚渫後	各1回	宮池・花や池内	
試験項目	試験時期	試験回数	採取場所																					
水素イオン濃度	浚渫前	各1回	宮池・花や池内																					
	浚渫後	各1回	宮池・花や池内																					
有機リン	浚渫前	各1回	宮池・花や池内																					
	浚渫後	各1回	宮池・花や池内																					
有機リン溶出試験	浚渫後	各1回	宮池・花や池内																					
6 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後、受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。																							
第12章 条件変更の補足説明	本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土 質 2) 転石の出現 3) 湧水及び地下水の噴出 4) 予想できなかった騒音及び交通規制 5) 第三者による事業の妨害 6) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 7) 関係機関との協議 8) その他監督職員が認めた事項																							
第13章 公共事業関係調査に対する調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。																							
第14章 その他																								
1 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-RまたはBD-R）正副2部																							
2 技術提案の履行	技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。 （1）施工計画書提出段階 施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。 なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。 また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階																							

項 目	内 容	摘 要
3 週休2日による施工	に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 (2) 工事実施段階 施工計画書に記載した技術提案(施工計画)の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。 (3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案(施工計画)の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。 (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正する。	

項 目	内 容	摘 要
4 1日未満で完了する作業の積算	①補正係数	
		4週8休以上
	現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上
	労務費	1.02
	機械経費（賃料）	1.02
	共通仮設費（率分）	1.02
	現場管理費（率分）	1.05
	②補正方法	
	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。	
	なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。	
	また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。	
	（6）週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、以下の補正係数を適用するが、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。	

項 目	内 容	摘 要									
5 情報化施工技術の活用	パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。 (1) 適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、ため池改修工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事(受注者希望型)である。 (2) 協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。)までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。 (3) 使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 (4) 貸与資料 3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。 <table border="1"> <tr> <th></th><th>貸与資料</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td>1</td><td>令和4年度 和歌山平野農地防災事業 花や池他実施設計業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>図面CADデータ</td><td></td></tr> </table> (5) 確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。 (6) 電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。 (7) 情報化施工技術の活用に要する費用 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。 (8) 本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。		貸与資料	備 考	1	令和4年度 和歌山平野農地防災事業 花や池他実施設計業務報告書		2	図面CADデータ		
	貸与資料	備 考									
1	令和4年度 和歌山平野農地防災事業 花や池他実施設計業務報告書										
2	図面CADデータ										

項 目	内 容	摘 要
第15章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、 必要に応じて監督職員と協議するものとする。	